



埼玉県報

第268号
令和3年(2021年)
12月10日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県県営住宅条例施行規則及び埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）

告示

- 朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 埼玉県大規模施設等協力金（第5期）支給業務委託に関する契約の相手方等の公示（産業労働政策課）
- 埼玉県感染防止対策協力金（第15期）支給業務委託に関する契約の相手方等の公示（産業労働政策課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 県営土地改良事業姿地区（農業用ため池緊急耐震化対策事業）の工事完了（秩父農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 朝霞都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 上尾都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 秩父都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- ときがわ都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 小鹿野都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 川口都市計画、さいたま都市計画、上尾都市計画、蕨都市計画及び戸田都市計画下水道の変更（下水道事業課）

規 則

埼玉県県営住宅条例施行規則及び埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十九号

埼玉県県営住宅条例施行規則及び埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(埼玉県県営住宅条例施行規則の一部改正)

第一条 埼玉県県営住宅条例施行規則(昭和五十一年埼玉県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「並びに」を「、」に改め、「第十五号」の下に「並びに第十四条の五第三号ロ」を加える。

第十四条の五第一号イ中「第三号」を「第三号イ並びに次条第一号ロ」に改め、同条第二号中「及び第二号」を削り、同号ロ中「第十一条第六号又は第七号」を「第十一条第四号から第七号まで」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第十四条の二の十四第一項第二号に該当する者として入居した者 次のいずれかに該当すること。

イ 病気等の事情が存すること。

ロ 入居権利者又は当該入居権利者と現に同居する親族のうちに七十歳以上の者があること。

ハ 条例第十一条第四号から第七号までに掲げる者に該当すること。

第十四条の五第四号中「(条例第十六条の二第一項第三号ロに該当する者に限る。）」を削り、「第一号又は第二号」を「前三号」に改める。

第十四条の六第一号ロ中「第三号ロ」を「第三号ハ」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 前条第三号に該当する者 次のうちいずれか短い期間

イ 起算日から起算して五年間

ロ 建替移行期間

ハ 療養等に要する期間

第十四条の六第四号中「第一号及び第二号」を「前三号」に改める。

(埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部改正)

第二条 埼玉県特別県営住宅条例施行規則(昭和五十一年埼玉県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「同条第二号ロ中「条例第十一条第六号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十一条第六号」を「同条第二号ロ及び第三号ハ中「条例第十一条第四号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十一条第四号」に改め、「同条第三号中「条例第十六条の二第一項第三号イ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条の二第一項第三号イ」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条の二第一項において準用する条例第十六条の二第一項第三号ロ」と」を削る。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千三百二十九号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和三年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百三十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県大規模施設等協力金（第5期）支給業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部経済対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年9月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区東1丁目2番20号
- 5 契約金額
131,666,374円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告 示

埼玉県告示第千三百三十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県感染防止対策協力金（第15期）支給業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部経済対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年9月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区東1丁目2番20号
- 5 契約金額
263,598,742円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告示

埼玉県告示第千三百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア寄居北店

埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字南田島二千九百十六外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番 外 計三者

（変更後）株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番 外 計三者

ハ 変更年月日

令和三年十月二十二日外

ニ 届出年月日

令和三年十二月一日

二 縦覧期間

令和三年十二月十日から令和四年四月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月十日から令和四年四月十日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千三百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ川口新井路店

埼玉県川口市大字西新井宿字南原八十一番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） ドン・キホーテ川口新井路店

埼玉県川口市大字西新井宿字南原八十一番一外

（変更後） ドン・キホーテ川口新井路店

埼玉県川口市大字西新井宿字南原八十一番一外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 安田隆雄

東京都江戸川区北葛西四―十四―一

（変更後） 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

ハ 変更年月日

令和元年九月二十五日

ニ 届出年月日

令和三年十一月十一日

二 縦覧期間

令和三年十二月十日から令和四年四月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月十日から令和四年四月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千三百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ川口新井路店

埼玉県川口市大字西新井宿字南原八十一番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前十時から翌午前三時

（変更後） 午前九時から翌午前三時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前九時三十分から翌午前三時三十分

（変更後） 午前八時三十分から翌午前三時三十分

ハ 変更年月日

令和三年十一月十二日

ニ 届出年月日

令和三年十一月十一日

二 縦覧期間

令和三年十二月十日から令和四年四月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月十日から令和四年四月十日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千三百三十五号

県営土地改良事業姿地区（農業用ため池緊急耐震化対策事業）の工事を令和二年三月二十三日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和三年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百三十六号

測量計画機関である埼玉県川越県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県川越県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量、修正測量）

三 作業地域

一級河川入間川（狭山市柏原新田地内外）

四 作業期間

令和三年十二月三日から令和四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百三十七号

測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県秩父県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量（地図情報レベル一〇〇〇））

三 作業地域

秩父県土整備事務所管内のうち秩父市の一部

四 作業期間

令和三年十一月二十五日から令和四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百三十八号

測量計画機関である所沢市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

所沢市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

所沢市全域

四 作業期間

令和三年十二月二十日から令和四年二月四日まで

告示

埼玉県告示第千三百三十九号

測量計画機関である草加市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

草加市

二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影）

三 作業地域

埼玉県草加市全域

四 作業期間

令和三年十二月一日から令和四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百四十号

令和三年埼玉県告示第千十七号で公示した公共測量は、令和三年十月四日終了した旨測量計画機関であるふじみ野市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第千三百四十一号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（数値地形図作成）

三 作業地域

利根川上流河川事務所管内（加須市）

四 作業期間

令和三年十二月八日から令和四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百四十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―四十六―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県春日部市下柳字古川端八百八十番一、九百四十二番一、九百四十五番一

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三百六十一・九三立方メートル

告 示

埼玉県告示第千三百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和三年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	朝霞
市町村名	朝霞市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」 「道路」
公聴会 期日及び時間	令和四年一月 二十日午後二 時から
場 所	朝霞市産業文 化センター 多目的ホール
公述申出書 提出期間	令和三年十二 月十日から令 和三年十二月 二十四日午後 五時十五分ま で
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、朝霞市都 市建設部まち づくり推進課
都市計画の構想 閲覧期間	令和三年十二 月十日から令 和三年十二月 二十四日まで
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県朝 霞県土整備事 務所、朝霞市 都市建設部ま ちづくり推進 課

公 述 申 出 書

令和3年12月10日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

令和 3年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第千三百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和三年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	上尾	
市町村名	上尾市 伊奈町	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会	期日及び時間	令和四年一月 十八日午後二 時から
	場 所	上尾市大谷公 民館 講座室1
公述申出書	提出期間	令和三年十二 月十日から令 和三年十二月 二十四日午後 五時十五分ま で
	提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、上尾市都 市整備部都市 計画課、伊奈 町都市計画課
都市計画の構想	閲覧期間	令和三年十二 月十日から令 和三年十二月 二十四日まで
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県北 本県土整備事 務所、上尾市 都市整備部都 市計画課、伊 奈町都市計画 課

公 述 申 出 書

令和3年12月10日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

令和 3年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第千三百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和三年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	秩父	
市町村名	秩父市 横瀬町 皆野町	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」	
公聴会	期日及び時間	令和四年一月 十三日午後二 時から
	場 所	秩父市歴史文 化伝承館 研修室
公述申出書	提出期間	令和三年十二 月十日から令 和三年十二月 二十四日午後 五時十五分ま で
	提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、秩父市地 域整備部都市 計画課、横瀬 町建設課、皆 野町建設課
都市計画の構想	閲覧期間	令和三年十二 月十日から令 和三年十二月 二十四日まで
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県秩 父県土整備事 務所、秩父市 地域整備部都 市計画課、横 瀬町建設課、 皆野町建設課

公 述 申 出 書

令和3年12月10日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

令和 3年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第千三百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和三年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号						
	都市計画 区域名	ときがわ					
	市町村名	ときがわ 町					
	都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」					
	公聴会	期日及び時間	令和四年一月 十七日午後二 時から				
		場 所	都幾川公民館 講座室				
	公述申出書	提出期間	令和三年十二 月十日から令 和三年十二月 二十四日午後 五時十五分ま で				
		提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、ときがわ 町建設環境課				
	都市計画の構想	閲覧期間	令和三年十二 月十日から令 和三年十二月 二十四日まで				
		閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県東 松山県土整備 事務所、とき がわ町建設環 境課				

公 述 申 出 書

令和3年12月10日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

令和 3年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第千三百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和三年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号							
小鹿野	都市計画 区域名							
小鹿野町	市町村名							
	都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」						
	期日及び時間	令和四年一月 十二日午後二 時から	公聴会					
	場 所	小鹿野文化セ ンター 大会議室						
	提出期間	令和三年十二 月十日から令 和三年十二月 二十四日午後 五時十五分ま で	公述申出書					
	提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、小鹿野町 建設課						
	閲覧期間	令和三年十二 月十日から令 和三年十二月 二十四日まで	都市計画の構想					
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県秩 父県土整備事 務所、小鹿野 町建設課						

公 述 申 出 書

令和3年12月10日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

令和 3年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第千三百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり川口都市計画、さいたま都市計画、上尾都市計画、蕨都市計画及び戸田都市計画下水道を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和三年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

川口都市計画、さいたま都市計画、上尾都市計画、蕨都市計画及び戸田都市計画
画下水道荒川左岸南部流域下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

イ 追加する部分

なし

ロ 削除する部分

さいたま市大宮区三橋二丁目の一部